

○ 新潟県道路工事承認規則

昭和48年3月13日
新潟県規則第9号

改正 昭和59年3月27日 規則第32号 平成2年12月28日 規則第100号
平成6年2月4日 規則第7号 平成6年3月22日 規則第23号
平成12年3月31日 規則第64号 平成14年3月29日 規則第24号
平成17年9月13日 規則第120号 平成18年3月28日 規則第11号
平成18年3月31日 規則第24号 令和3年3月30日 規則第13号

新潟県道路工事承認規則をここに公布する。

新潟県道路工事承認規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、県が管理する一般国道及び県道に関し、道路管理者以外の者の行う道路に関する工事及び道路の維持（以下「工事」という。）について、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）及び道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平12規則64・一部改正)

(承認の申請)

第2条 法第24条の規定による承認を受けようとする者は、別記第1号様式による承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 工事の場所の位置図
- (2) 工事の場所の平面図
- (3) 工事の場所の横断面図、縦断面図及び構造図（縦断面図及び構造図は、軽易なものについては、省略することができる。）
- (4) 構造設計計算書（軽易なものについては、省略することができる。）
- (5) 事業計画概要書
- (6) 施行計画書
- (7) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書又は確認書の写し
- (8) 地下埋設物又は橋梁添架物等を示す図面及びこれらの調書
- (9) 工事が隣接の土地、建物若しくはその他の物件（占用物件を含む。）の所有者又は利用者に利害関係があると認められる場合は、その土地、建物若しくはその他の物件の所有者又は利用者の同意書
- (10) 帰属承諾書
- (11) 工事により生じた損害賠償責任負担請書
- (12) 土地交換申請書

- (13) 予算議決書の写し（地方公共団体等）
- (14) 現地の状況を示す写真
- (15) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（昭59規則32・一部改正）

（工事着手の届出）

第3条 法第24条の規定による承認を受けた者（以下「承認工事者」という。）が工事に着手しようとするときは、3日前（道路の通行の禁止又は制限を伴う場合は14日前）に別記第2号様式による着手届に道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条の規定により許可書の写しを添えて知事に提出し、必要な指示を受けなければならない。

（昭59規則32・一部改正）

（変更承認の申請）

第4条 承認工事者は、承認を受けた工事の目的及び内容並びに工事方法を変更しようとするときは、別記第1号様式による変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 工事の場所の位置図
 - (2) 変更の理由書
 - (3) 第2条第2号から第9号までに掲げる書類で変更事項に関するもの
- 2 承認工事者は、工事期間を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（昭59規則32・一部改正）

（境界杭の設置）

第5条 承認工事者は、道路の付替等により区域を変更したときは、道路の敷地とそれ以外の土地の境界に、別記図によるコンクリート製の標柱を設置しなければならない。

（昭59規則32・一部改正）

（工事の完了届及び引渡図書の提出）

第6条 承認工事者は、工事が完了したときは、直ちに別記第4号様式による完了届兼引渡書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その検査を受けて、工事により生じた物件を引き渡さなければならない。

- (1) 工事の場所の位置図
 - (2) 工事の場所の平面図（縮尺500分の1）
 - (3) 用地図及び求積図
 - (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しに引渡し部分を淡紅色で示したもの
 - (5) 登記事項証明書その他の道路を供用開始するに足る権原の取得を確認できる書類
 - (6) 写真（工事着手前、工事中及び完了後の状況を示すもの）
- 2 道路の区域変更を伴わない工事の場合にあつては、前項第2号から第5号までに掲げる書類を省略することができる。

(昭59規則32・平12規則64・平17規則120・一部改正)

(保安設備等)

第7条 承認工事者は、工事に伴う危険防止のため、別表第1に定める保安上必要な措置を講じなければならない。

(昭59規則32・平18規則11・一部改正)

(工事の施行方法)

第8条 承認工事者は、工事を施行する場合は、別表第2に定めるところによらなければならない。

(昭59規則32・平18規則11・一部改正)

(住所等の変更)

第9条 承認工事者は、住所又は氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を変更したときは、速やかに別記第5号様式による変更届を知事に提出しなければならない。

(昭59規則32・全改)

(地位の承継)

第10条 承認工事者の相続人又は合併により設立された法人その他の一般承継人は、速やかに別記第6号様式による承継届に承継の原因を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項以外の理由により、承認工事者の地位を承継しようとする者は、別記第7号様式による申請書に承継の原因を証明する書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

(昭59規則32・一部改正)

(届 出)

第11条 承認工事者は、第4条、第9条又は第10条に規定する事項以外の事項を変更しようとするときは、そのつど知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

(昭59規則32・一部改正)

(発生物件の処分)

第12条 承認工事者は、工事によつて発生した物件がある場合は、別記第8号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

(工事の時期)

第13条 12月1日から翌年3月末日までの間道路の掘削工事は、認めないものとする。

2 道路工事の完了後、コンクリート舗装については5年間、アスファルト舗装については3年間当該箇所での工事は、認めないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、知事がやむを得ないものと認める場合は、工事を認めることができる。

(昭59規則32・全改)

(経 由)

第14条 法、政令及びこの規則により知事に提出する申請書等は、工事の場所を所管する地域振興局長を経由しなければならない。

(平14規則24・平18規則24・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に承認を受けた者は、この規則の規定により承認を受けた者とみなす。

附 則（昭和59年規則第32号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成2年規則第100号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第23号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第64号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第24号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第120号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第11号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第24号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第13号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第 1（第 7 条関係）（昭59規則32・全改、平 2 規則100・平 6 規則 7・一部改正、平18規則11・旧別表第 2 繰上）

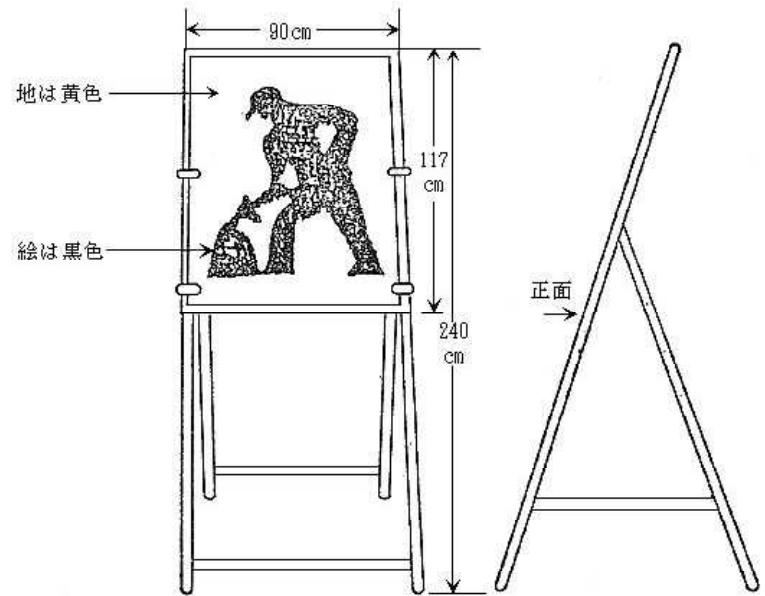
保安設備及び監督

- (1) 工事区間の起点及び終点には、別紙 1 による承認工事標識を設置すること。更に必要に応じ、工事箇所前方100メートルと200メートルの地点に、それぞれ別紙 2 による工事箇所予告標示板を設置すること。なお、小規模な工事の場合は、別紙 1 の承認工事標識を別紙 3 の承認工事標識とすることができる。
- (2) 工事を夜間又は昼夜兼行で行う場合は、前項の承認工事標識の真上に、別紙 4 による夜間工事標識又は昼夜兼行工事標識を設置すること。
- (3) 工事施行に伴う回路の入口には、別紙 5 によるまわり道標識を設置すること。
- (4) 前各項の標識には、夜間遠方から確認できる照明及び反射装置を施すこと（照明の電源は電灯線からとり、やむを得ない場合は電池とすることができる。次項において同じ。）。
- (5) 工事現場には、バリケード等の防護施設を設け、夜間は、赤色灯又は黄色灯を設置すること。
- (6) 前各項の標識及び防護施設は堅固な構造とし、風雨等で倒れないように措置したうえ、所定の位置に整然と設置し、修繕、塗装、清掃等の維持管理を十分に行うこと。
- (7) 工事をを行う場合は、交通誘導員を配置すること。
- (8) 工事現場には、工事を監督する者を常時配置すること。
- (9) 前各項に定める保安設備及び監督により難しい場合は、知事の指示する方法で行うこと。

別紙 1



別紙 2



標識板の下部に、距離を表示する補助標識板を設置すること。

別紙 3

Diagram of a road construction sign with dimensions and color specifications:

- Overall height: 30 cm
- Vertical dimensions (from top to bottom): 6, 5, 5, 7, 7
- Horizontal dimensions (from left to right): 15, 25, 40
- Text and layout:
 - Top: 道路工事中 (Road Construction in Progress)
 - Second row: 工事承認年月日 (Construction Approval Year/Month/Day) | 第 年 月 日 (Year/Month/Day)
 - Third row: 工事期間 (Construction Period) | ○月○日～○月○日 (Month/Day ~ Month/Day)
 - Fourth row: 申請者住所・氏名 (Applicant's Address/Name) | ××市××町 (City/Town)
 - Fifth row: 施工業者住所・氏名 (Contractor's Address/Name) | ○○市○○町 (City/Town)
- Color specifications:
 - 赤色 (Red) for the top text.
 - 文字は赤 (Text is red) for the second and third rows.
 - 地は白色 (Ground is white) for the bottom two rows.

別紙 4

夜間工事標識

Diagram of a night construction sign with dimensions:

- Height: 25 センチメートル (25 cm)
- Width: 110 センチメートル (110 cm)
- Text: 夜間 (Night)

地色は白色とし、文字及び縁線は青色とする。

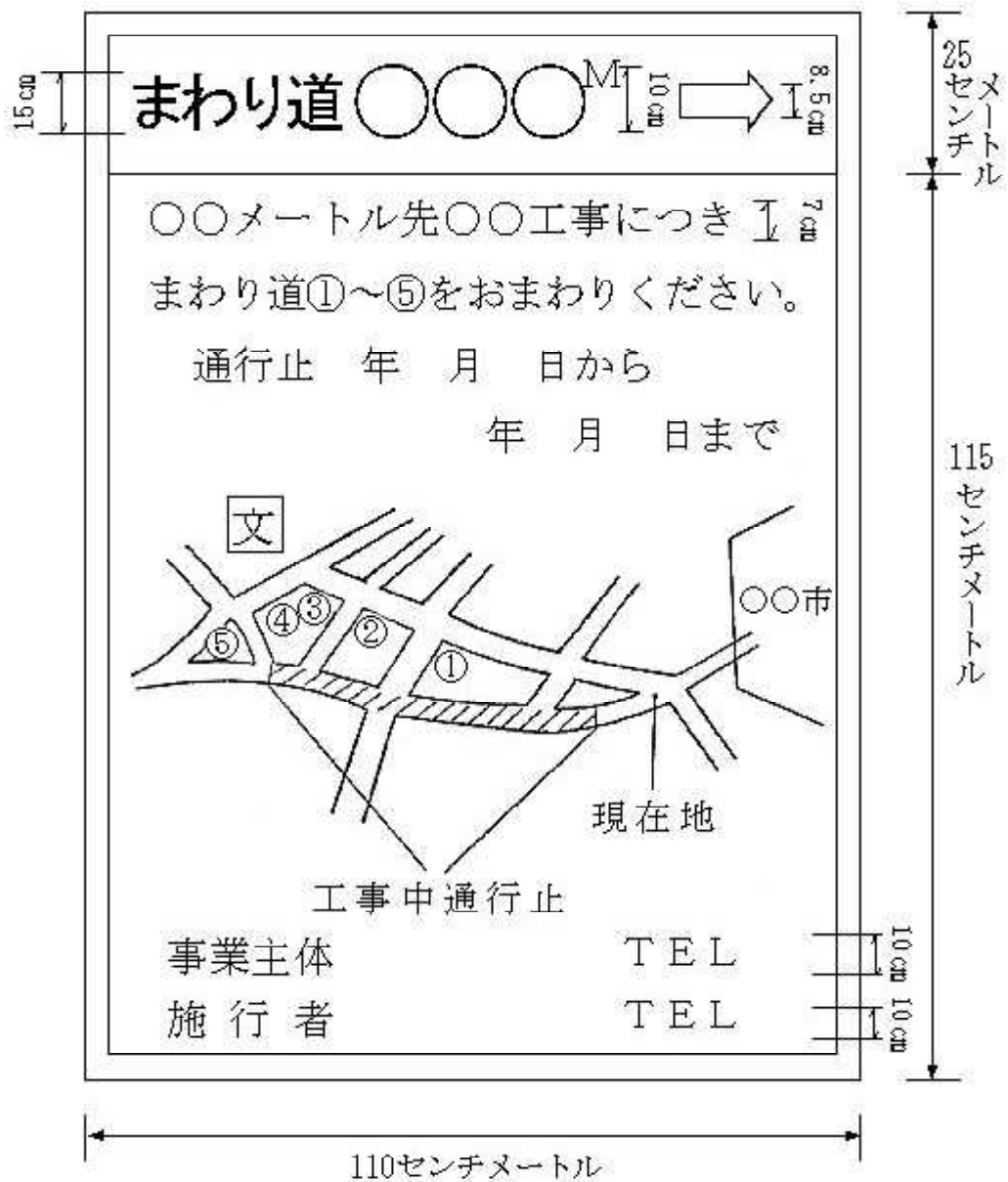
昼夜兼行工事様式

Diagram of a day-night construction sign with dimensions:

- Height: 25 センチメートル (25 cm)
- Width: 110 センチメートル (110 cm)
- Text: 昼 (Day), 夜 (Night), 間 (Interval)

「昼」及び「間」の文字並びに中央部の地色は白色とし、「夜」の文字及び左右の地色は青色とする。

まわり道標識



- 1 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- 2 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm とする。

別表第2（第8条関係）（昭59規則32・全改、平18規則11・旧別表第3繰上）

工事施行上の通則

- (1) 交通に支障を及ぼさないように努め、掘削土砂、工事用器具、機械、材料等（以下「掘削土砂等」という。）を路面にたい積し、又は散乱させないこと。
- (2) 掘削土砂等で、消防施設、水道施設、マンホール等の所在箇所を不明瞭にし、又は接近を困難にしないこと。
- (3) 掘削土砂等で、道路標識又は道路標示を不明瞭にしないこと。
- (4) 工事施行に伴う占用物件の移設にあたっては、占有者の立会いを求めるなどして、支障のないように施行すること。
- (5) 工事箇所が住居等に接近している場合には、出入りを妨げない措置を講ずること。
- (6) 路面を掘削する場合は、深さ、地質等に応じて適当な土留工を施し、周囲の路盤をゆるめないようにすること。
- (7) 道路を横断して掘削する場合は、交通に支障を及ぼさないよう部分的に行うこと。
- (8) 工事中のわき水又はたまり水は、道路の構造その他に影響を及ぼさないよう路面外に排出すること。
- (9) 掘削した道路は、知事の指示する工法で復旧すること。
- (10) 掘削土砂は使用せず、全土量を良質土で入れ替えて埋めもどすこと。
- (11) 工事が完了したときは、速やかに路面の清掃を行い、交通その他道路管理上支障を及ぼさないようにすること。
- (12) 前各項の工法により難しい場合は、知事の指示する工法で行うこと。

別記

第 1 号様式（第 2 条、第 4 条関係）（昭59規則32・全改、平 6 規則23・平12規則64・令 3 規則13・一部改正）

道路工事施行承認申請書（新規・変更（第 年 号 月 日））									
新 潟 県 知 事 様									
住 所									
氏 名									
〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕									
担当者（連絡先）氏名									
電 話									
道路法第24条の規定により申請します。									
工 事 の 目 的	(公共用・営業用・家庭用・その他)				工 事 の 場 所	路線名 県（一般国）道 線（号）			
						箇所 市 町 郡 村			
	〔予想交通量 台／日〕					大字 字 番地先			
工 事 内 容	舗装 m ² 側溝 m				工 事 方 法	(直営・請負)			
	かんきょ 管渠 m 盛土 m ³					住所			
	切土 m ³ 擁壁 m					氏名			
	溝橋 ヲ所 m ²					担当者 電話			
	かんきょ 函渠 ヲ所 m								
	歩車道ブロック取りはずし m				工 事 予 算 額				
	その他 () m					年 月 日まで			

工 事 着 手 届

年 月 日

新 潟 県 知 事 様

住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話 _____

次のとおり工事に着手したいので、新潟県道路工事承認規則第3条の規定により届け出ます。

1 路 線 名	一般国道 号 県 道 線
2 承 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
3 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
4 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
5 現 場 責 任 者 及 び 連 絡 先	電話
6 指 示 事 項 (道路管理者記入欄)	

道路工事施行承認申請書（工期変更）

新 潟 県 知 事 様

住 所 _____

氏 名 _____

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話 _____

年 月 日付け 第 号で承認を得た標記について、下記のとおり変更したいので、道路法第24条の規定により承認を申請します。

1 工 事 の 場 所	路 線 名	一般国道 県 道 号 線			
	箇 所	市 郡	町 村	大字	字 地内
2 工 事 の 目 的					
当 初 工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		理 由		
変 更 工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)				

工 事 完 了 届 書
兼 引 渡

年 月 日

新 潟 県 知 事 様

住 所
氏 名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電 話

次のとおり工事が完了したので、新潟県道路工事承認規則第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

1 路 線 名	一般国道 号 県 道 線	
2 承 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
3 工 事 完 了 日	年 月 日	
4 現 場 責 任 者 及 び 連 絡 先		
5 検 査 確 認 (道路管理者記入欄)	検 査 年 月 日	
	検 査 者 職 氏 名	
	立 会 者	
	結 果	

住 所 氏 名 変 更 届

年 月 日

新 潟 県 知 事 様

住 所 _____

氏 名 _____

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話 _____

次のとおり住所・氏名を変更したので、新潟県道路工事承認規則第9条の規定により届け出ます。

1 路 線 名	一般国道 県 道	号 線
2 承 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	第 号
3 変 更 理 由		
4 変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

工 事 施 行 地 位 承 継 届

年 月 日

新 潟 県 知 事 様

住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話 _____

次のとおり道路工事を施行できる地位を承継したので、新潟県道路工事承認規則第10条第1項の規定により届け出ます。

1 路 線 名	一般国道 号 県 道 線
2 承 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
3 承 継 の 理 由	
4 前 承 認 工 事 者 の 住 所 及 び 氏 名	

承認工事者地位承継申請書

年 月 日

新潟県知事様

被承継者 住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話 _____

承継者 住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話 _____

次のとおり承認工事者の地位を承継したいので、新潟県道路工事承認規則第10条第2項の規定により申請します。

1 工 事 の 場 所	路 線 名	一般国道 県 道	号 線
	箇 所	市 町 大字 字 地内 郡 村	
2 工 事 の 目 的			
3 承 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	第 号	
4 工 事 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 承 継 の 理 由			

発生物件報告書

年 月 日

新潟県知事様

住 所 _____

氏 名 _____

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話 _____

次のとおり工事により物件が生じたので、新潟県道路工事承認規則第12条の規定により届け出ます。

1 路 線 名	一般国道 号 県 道 線
2 承認年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
3 物件の生じた理由	
4 発生物件の名称、 数量及び見積価格	
5 処分についての希望	

別記図（第5条関係）（昭59規則32・追加）

境 界 杭

